

事 務 連 絡  
令和 8 年 6 月 1 1 日

各 { 都道府県  
市  
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課  
環境省水・大気環境局環境管理課  
水道水質・衛生管理室  
有機フッ素化合物対策室

令和 8 年度 PFOS、PFOA等に関する説明会（第 1 回）の開催について

平素より水環境行政の推進に特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省及び環境省では、PFOS、PFOA 等に関する取組の状況や最近の動向等について、関係自治体等の御担当者の皆様の御理解を深めていただくため、下記のとおり令和 8 年度第 1 回説明会をオンラインにより開催いたしますので、御案内申し上げます。

貴水道行政担当部（局）におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、上記内容を必要に応じて周知するとともに、別添のリーフレットを活用の上、専用水道へのPFOS及びPFOAの水質検査の義務化について、周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 日時

令和 8 年 7 月 8 日（水） 13 時 30 分開始（3 時間程度を予定）

2. 開催方法

Webex を用いたオンライン会議形式及び YouTube 配信（視聴のみ）の併用開催

※Webex、YouTube 共に入室自由

### 3. 説明内容（予定）

#### （1）水道関係御担当者向け（60分程度）

- ① 専用水道における PFOS 及び PFOA の水質検査の義務化について（環境省）
- ② 「水道事業等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル」について（国土交通省）

#### （2）水道関係御担当者及び水環境行政御担当者向け（60分程度）

- ① 飲用井戸等の管理について（環境省）
- ② PFAS の取組み状況について（環境省）
- ③ 泡消火薬剤の取扱事業者及び所有者向けパンフレットについて（環境省）

#### （3）水環境行政御担当者向け（50分程度）

- ① 技術集の公表及び対応の手引きの改定について（環境省）
- ② その他環境関係の情報提供について（LC-PFCA）（環境省）

※水道関係御担当者は（1）及び（2）に、水環境行政御担当者は（2）及び（3）に参加されることを想定しておりますが、それ以外の説明に参加されることも可能です。

### 4. 参加の申込等について

参加申込フォーム (<https://forms.office.com/r/x329f3YQ7D>) から、6月30日（火）18時までに申込をお願いいたします。

上記参加申込フォームにアクセスできない場合は、下記※連絡事項をメール本文に記載の上、期日までに [pfas@janus.co.jp](mailto:pfas@janus.co.jp) へ御連絡下さい。

#### ※連絡事項：

- ・氏名（ふりがな）
- ・所属（機関・団体名を課室名まで）
- ・都道府県（所属先の住所の都道府県のみ）
- ・電話番号
- ・返信用 E-mail アドレス（@janus.co.jp のドメインからのメール受信が可能なもの）
- ・Webex 配信の視聴予定の有無（未定の場合「未定」と記入）
- ・申込代表者以外の視聴・参加予定者の人数
- ・申込代表者以外の視聴・参加予定者の所属

※申込は自治体毎または事業者毎の代表者のみが行っていただき、貴自治体内または貴事業者内で YouTube の配信に係る URL を共有いただいてもかまいません。ただし、貴自治体内で YouTube の配信に係る URL を御共有する場合、又は Webex で同じ端末にて複数名で参加する場合は、申込代表者以外の視聴予定者数及び所属を御入力下さい。なお、参加申込の時点で視聴予定者数が未定の場合は、「未定」と御記入ください。

※参加申込フォームに入力又はメールで連絡いただいた個人情報は、環境省及び本実務を担う日本エヌ・ユー・エス株式会社において、本説明会の連絡事務のためにのみ使用いたします。

※Webex を使用せず YouTube 配信のみで視聴する場合や後日録画のみ視聴する場合も必ず申込をお願いいたします。

## 5. その他

- 本説明会の運営は、日本エヌ・ユー・エス株式会社が行います。
- WEB 回線の負担軽減のため、事前に貴自治体または事業者内で調整いただき、Webex への接続は貴自治体または事業者あたり 1 回線での接続をお願いいたします。複数回線の接続をされる場合、Webex へ接続する 1 回線以外は YouTube 配信での視聴をお願いいたします。  
(例：本庁舎と出先機関からそれぞれ接続される場合、本庁舎からは Webex で接続いただき、出先機関は YouTube での配信を視聴いただく など) なお、当日に接続の問題がある場合は、後日、配信予定の YouTube 配信をご覧ください。
- Webex でのオンライン会議の画面と音声を YouTube でも配信します。また、質疑応答については Webex の参加者からのみ受け付けます。そして、御質問は原則当日にチャットからのみ受け付け、事前質問は受け付けません。なお、YouTube 配信の録画は、7 月 15 日（水）まで視聴できるようにする予定です。
- 資料、Webex 会議室 URL 及び YouTube 配信 URL (YouTube ライブ配信及び録画は同じ URL) については、環境省から説明会前日までに御登録いただいたメールアドレスへ送付しますので、必要に応じて貴自治体内または貴事業者内で御共有下さい。
- 配信や資料などに関する御質問につきましては、下記日本エヌ・ユー・エス株式会社連絡先までお問合せ下さい。

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課

担当：加藤、内間

TEL：03-5253-8111 (34439)

E-mail：hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

環境省 水・大気環境局 環境管理課

水道水質・衛生管理室

担当：服部、武田

TEL：03-5521-8300

E-mail：suido-suishitsu@env.go.jp

有機フッ素化合物対策室

担当：築山、前田、佐藤

TEL：03-5521-8313

E-mail：PFAS\_mizutaiki@env.go.jp

(配信や資料などに関する連絡先)

日本エヌ・ユー・エス株式会社 環境リスクユニット

担当：丁（ディン）、松永

TEL：03-5925-6750

E-mail：pfas@janus.co.jp

専用水道の設置者のみなさまへ

## PFOS及びPFOAの検査をしてください

◆PFOSとPFOAは有機フッ素化合物の一種で、工業用途に広く使われてきました。これらの物質は分解されにくく、環境や健康への影響が懸念されています。

### PFOS

(ペルフルオロオクタンスルホン酸)

### PFOA

(ペルフルオロオクタン酸)

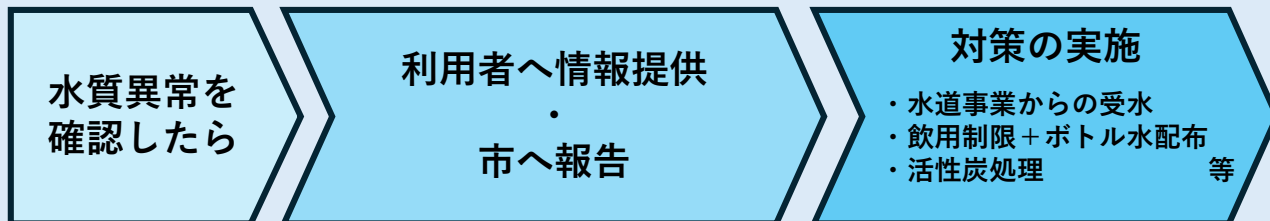
◆これらの物質による健康リスクを低減するために、2026年4月1日から水道水質基準へ引き上げられました。

水質基準	50ng/L以下（PFOS及びPFOAの合算値）
------	--------------------------

検査回数	原則として、おおむね3か月に1回以上※1
------	----------------------

※ … 一定の要件を満たせば、検査頻度を減らしたり、検査を省略することができます。詳細は下の「水質基準に関する省令改正の概要について」を御確認ください。

◆水質基準を超える（おそれを含む）水質異常が確認された場合には、まずは、速やかに利用者と〇〇市に情報提供をお願いいたします。



### 参考資料

詳しく知りたい内容	参考となるホームページなど
PFOS・PFOAに関すること	環境省「有機フッ素化合物（PFAS）について」 <a href="https://www.env.go.jp/water/pfas.html">https://www.env.go.jp/water/pfas.html</a>
水道におけるPFOS・PFOAの水質検査回数	環境省「水質基準に関する省令改正の概要について」 <a href="https://www.env.go.jp/content/000334172.pdf">https://www.env.go.jp/content/000334172.pdf</a>
水質異常の情報提供	国土交通省「飲料水健康危機管理実施要領」 <a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_kikikanri_inryo.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_kikikanri_inryo.html</a>
PFOS・PFOAの水質基準超過時における具体的な行動手順	国土交通省「水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアル」 <a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001992451.pdf">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001992451.pdf</a>

お問合せ

〇〇市〇〇部〇〇課

電話：0000-00-0000

メール：xxx@xx.lg.jp